

「優れた外国語活動」認定制度について

目的: 本学の言語教育改革の一環として、学生(学群生、院生)の主体的な学びを実現するための支援として、外国語に関する学生の自主的な取り組みの実績全体を評価し、「優れた外国語活動」として認定する。

意欲ある学生たちに対する「優れた外国語活動」認定を通じて、本学が目指すグローバル人材育成に貢献するとともに、学生の外国語発信力の強化と、外国語学修及び外国語活動への動機づけの向上を目指す。さらに、就職活動のアピールポイントとして活用する。

対象言語:

- ・ 英語
- ・ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、スペイン語、韓国語)
- ・ 外国語としての日本語

認定基準と点数: 優れた外国語活動の認定基準と点数は、表1に基づくものとする。特に、各外国語の検定試験の成績については、言語能力を統一的な基準で判定できる「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」のレベル(表4)に準拠し、点数化する。

なお、優れた外国語活動は、筑波大学に在籍中の活動を対象とする。

認定のカテゴリー: 認定基準で認められた点数の総合得点に基づいて、以下の認定カテゴリーを設ける。
「最優秀賞」(10点以上) 「優秀賞」(7~9点) 「奨励賞」(4~6点)

表1 活動内容の評価基準と点数

活動内容	成績・期間等	点数	備考
CEGLOC 開設の応用的科目のうち、成績評点が90点以上であったもの。	3科目以上	2	・外部検定試験の準備のために開講されている科目 ・初修外国語および外国語としての日本語の応用科目成績証明書等を添付すること。
	1~2科目	1	
【英語】 検定試験の成績(スコア) (表2、表3参照)	C2相当	4	スコアが確認できるものを添付すること。
	C1相当	3	
	B2相当	2	
	B1相当	1	
【初修外国語】 【外国語としての日本語】 検定試験の成績(スコア) (表2、表3参照)	C2相当	5	スコアが確認できるものを添付すること。
	C1相当	4	
	B2相当	3	
	B1相当	2	
留学・海外研修	4カ月以上	2	履修科目の成績表。研修内容の概要及び参加を証明する書類等を提出すること。
	4カ月未満	1	
海外インターンシップ※1	1カ月以上	2	インターンシップ先の機関が出す証明書等(活動内容の記載があることが望ましい)を提出すること。
	1カ月未満	1	
通訳ボランティア※1	1カ月以上	2	ボランティア先の機関等が出す証明書等(活動内容の記載があることが望ましい)を提出すること。
	1カ月未満	1	
外国語・日本語弁論大会	優勝	3	受賞を証明する書類等を提出すること。
	準優勝	2	
	入賞	1	
外国語によるチューター	3カ月以上	1	チューターとして外国語で支援活動したことを証明する書類等を提出すること。
その他の外国語活動※2	活動内容による	1~3	活動・評点の妥当性は委員会で適宜検討する。活動を証明する資料を提出すること。

※1 証明書に具体的な活動内容が記載されていない場合は、それが分かるものを用意して一緒に提出すること。

※2 外国語での研究業績(発表・論文)は「その他の外国語活動」に該当する。発表が1~2件は1点、3件以上は2点とする。論文採択が1件の場合は2点とする。ただし、研究業績で認められる点数の上限として、大学院生は2点、学群生は3点とする。なお、申請の際には当該活動での使用言語を明記し、発表・採択の証明となる書類を提出すること。

英語および初修外国語における検定試験は、以下の表 2 と表 3 に掲げるものを参考にすること。なお、申請において点数を算出するにあたっては、各検定試験のホームページ等で CEFR 基準レベルとの対応を参照したうえで、自身のスコアを評価すること。

表 2 認定対象となる各外国語の検定試験(1)

『履修要覧』『筑波大学が単位を与えることができる学修について』に基づく各外国語の検定試験

英語	(財)日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定
ドイツ語	(財)ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定 ゲーティンステイトアウトが実施するドイツ語検定試験
フランス語	(財)フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定
ロシア語	ロシア語検定試験実行委員会が実施するロシア語検定試験
スペイン語	(財)日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定

表 3 認定対象となる各外国語の検定試験(2)

その他、CEGLOC が認める各外国語の検定試験

英語	国際ビジネス協会が実施する英語能力測定テスト(TOEIC Listening & Reading 等) Educational Testing Service(ETS)が実施する外国語としての英語テスト(TOEFL iBT、TOEFL ITP)
外国語としての日本語	国際交流協会及び日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験
その他	上記以外の各外国語の検定試験

申請方法: 申請を希望する学生は表 1 に基づいて活動内容をまとめ、「優れた外国語活動」認定申請書・自己採点表を記入し、各活動の証明書等を用意した上で CEGLOC ホームページ上にある申請用フォームから申請する。

認定時期と申請期限: 9月認定:申請期限7月末 3月認定:申請期限1月末

※ 申請回数に限度はありませんが、一度申請して審査されたものは、再度の申請に使用できません。

「優れた外国語活動」認定審査委員会が申請書類に基づいて厳正な審査を行いません。審査結果は CEGLOC 企画調整部門会議に諮られ、組織として承認されます。その後、認定を受けた学生たちに対して、CEGLOC 長名で認定書(賞状)を授与し、表彰します。

表 4 CEFR に基づく言語能力の熟達度別の到達目標

熟達した 言語使用者	C2	聞いたり読んだりした、ほぼすべてのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなりの長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の詳細な文章を作ることができる。
自立した 言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。
基礎段階の 言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単な日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるとか、持ち物などの個人的情報について、質問したり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

British Council のホームページに基づく